

2024年6月14日

小売電気事業者：出光興産株式会社

お客様各位

(太陽光発電電力買取サービスご利用のお客様向け)

### システム変更による太陽光発電設備電力受給(買取)契約要綱改定等のお知らせ

平素より、弊社の「太陽光発電設備からの発電電力買取サービス」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。この度、弊社顧客管理システム変更等に伴い「太陽光発電設備電力受給(買取)契約要綱」(以下「契約要綱」といいます。)を一部改定することいたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

今後もお客様ニーズに柔軟に対応し更なるサービス拡充に向けて取り組んでまいりますので、内容ご理解賜りますとともに、引き続き弊社サービスをご愛顧下さいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 適用開始日

2024年7月16日～

#### 2. 要綱改定内容

契約要綱について、従来からの主な変更点は以下の通りです。

※契約要綱については、[こちら](#)からご確認ください。要綱の新旧比較表については、[こちら](#)からご確認ください。

項番	要綱の項目	変更の概要
7条	電力受給契約の成立および契約期間	<b>【買取単価の更新タイミング】</b> 改定前：3月31日まで前年度、4月1日から新年度買取単価を適用 (2月末までに翌年度単価通知) 改定後：3月の検針日前日まで前年度、 3月の検針日から新年度買取単価を適用 (1月末までに翌年度単価通知)
14条	料金の算定期間	<b>【料金の算定期間】</b> 改定前：月初日～月末日 改定後：前月検針日～当月検針日前日
17条	料金の支払義務および支払期日	<b>【買取料金の支払い日】</b> 改定前：11月末、5月末 改定後：10月末、4月末(1カ月前倒し)
18条	料金の支払方法	<b>【検針票郵送サービス料の徴収】</b> 改定前：支払月に徴収(6か月に1回郵送と徴収) 改定後：月毎の徴収(毎月郵送と徴収)

26条 27条	電力受給契約の解約等 電力受給契約消滅後の債 権債務関係	【長期間お客様都合で振込が出来ない場合のご対応】 改定前:記載無し 改定後:振込不可の状況が規定の振込予定日から起算して3ヵ月継 続した場合に契約の強制解約と債務の消滅を記載
------------	------------------------------------	--

### 3. その他、システム変更による影響

契約要綱に記載が無いもののシステム変更により変わる点は以下の通りです。

(システム切替日は7月16日を予定)

項目	変更の概要
振込時に通帳に記載される 振込名義人	変更前:イデミツコウサン デンキ 変更後:イデミツデンキ
でんきMYページの変更	お客様専用ポータルサイト「でんきMYページ」が新しくなります。 ログイン方法等の詳細は別途、2024年7月にご案内予定です
お客様番号の変更	従来のお客様番号から変更になります。 新しいお客様番号は2024年7月にご案内予定です。

### 4. 補足事項

検針票郵送サービスの変更に伴うご案内につきましては、別途、郵送サービス契約者様に5月発送の検針票と同封してお知らせをお送りしておりますので、ご確認お願い致します。

### 5. お問い合わせ先

出光興産「電気お客様センター」

0120-033-364(フリーダイヤル)

【受付時間】9:00-17:30(12月29日～1月3日を除く)